各団団委員長 各位 地区委員長 各位 地区コミッショナー 各位 地区事務長 各位

> ボーイスカウト神奈川連盟 理事長 藤本欣司 県コミッショナー 清水 裕

神奈川連盟新型コロナウィルス対応 (第10報) について

新型コロナウィルスへの厳しい活動制限のもと、前を向いた指導にご尽力いただいています指導者、保護者の皆さまに、心より敬意と感謝を申し上げます。

ご存知の通り、神奈川県では多くの学校が6月1日(月)から段階的に再開されることとなったことを踏まえ、県連盟として以下の通知をいたします。長文になりますが、日本連盟の5月24日付け「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」と合わせ、趣旨の十分なご理解と準拠をお願いいたします。

1. 県連盟のコロナウイルス対応基本方針

神奈川県は、緊急事態宣言解除が遅れた県の中でも、最も厳しい状況におかれた県でありますが、政府・公官庁の対応やボーイスカウト日本連盟のガイドライン等を受けて、神奈川連盟は次の通り基本的方針を持って6月1日以降の新型コロナウイルス対応を行うことといたしました。

- ① 新型ウイルスに対応する基本的な方針は、「スカウト運動の新たな日常を創り出し、感染拡大の防止とスカウト活動の両立を図ってゆく」ことにあります。 新型コロナウイルスの感染拡大が完全に防止されるまでには、まだ相当の時間がかかるとみられています。その間のスカウト活動は、今までの活動とは異なる形にならざるを得ません。それに柔軟に対応し、両立を図って活動を活性化してゆくことが、私たちスカウト指導者に求められております。
- ② 神奈川連盟は緊急事態宣言の解除を受け、「感染対策を徹底した上で、スカウト活動の再開に向かうこと」、「国や県、日本連盟の方針等を踏まえ、スカウト活動の回復に向け、積極的な支援を進めること」の、2つの柱で取組を進めてまいります。

2. スカウト活動の再開の時期 =原則=

神奈川連盟は以下各項目 3.~6.に述べる理由により、現在日本連盟の「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」における感染観察の第 II 期にあ

ると見て、原則として、少なくとも6月27日(土)までは、従来の活動自粛を継続し、 スカウトの隊集会、団行事、スカウトの会議等は、オンラインで行うもの以外は延期ま たは中止とします。ハイキングやピクニック、野営・舎営(宿泊を伴う活動)も延期ま たは中止とさせていただきます。

ただし以下の6.で示すように、神奈川県内でもそれぞれの市によって学校の対応を独自に定めているところも多くあり、これを一律に決めることはできないと考えられますので、以下の項目3.で定める2つのポイント、「分散登校の解除」、および「部活動の再開」をめどとして、それぞれ地区や団ごとに判断していただく他はないと思われます。

何れにしても、神奈川連盟の原則を踏まえた上で「活動地域の感染状況と自治体等の要請の有無、施設の対応の状況、参加者・特に保護者のご理解、活動実施体制の対応の可否などを含めた総合的な「充分な検討」を行った判断をお願いいたします。

3. 学校における「分散登校解除」と「部活動の再開」について

神奈川県では、6月1日に学校が再開する場合に備え、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」(県立高等学校・中等教育学校、県立特別支援学校向け)を取りまとめました※1。このガイドラインによると教育活動の再開に当たっては、「準備期間」、「分散登校」、「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく」とされています。

	期間	時差通学	短縮授業	生徒数/室	登校人数/回	登校回数/週	土曜授業	部活動等主体的活動
準備期間※	1週間程度	0	_	20 名程度	200 名程度	1 回	_	自粛
分散登校 I	2週間程度	0	0	20 名程度	200~300 名程度	2回	学校判断	自粛
分散登校Ⅱ	1週間程度	0	0	20 名程度	200~400 名程度	3回	学校判断	自粛
時差短縮 I	1週間程度	0	0	40 名程度	全生徒	5回程度	学校判断	制限付き段階的実施
時差短縮Ⅱ	2カ月程度	0	0	40 名程度	全生徒	5回程度	学校判断	制限付き段階的実施
通常登校		_	_	40 名程度	全生徒	5回程度	学校判断	配慮のもと実施

※準備期間はガイダンスのための登校

※1.「市町村立小・中学校向け」向けには、このガイドラインを参考に、それぞれの地域の実情に応じて、教育活動の再開に向けて必要な検討、準備を進めるよう要請されています。

4. ガイドラインの2つのポイント

このガイドライン中で「部活動等主体的活動の自粛」が解かれるのは、「分散登校」が 解除された時期になり、この2点が私たちスカウト活動にとっては重要なポイントにな ると考えられます。このガイドラインはこの2つのポイント「分散登校解除」と「部活 動の再開」について次のように注釈されています。 「時差短縮 I」の段階から、部活動や生徒会活動、個別学習、自習室の利用といった放課後における生徒の主体的な活動も可能とする。ただし、こうした生徒の主体的な活動については、週に 2 回以内、放課後の 40 分以内に限るものとする。 なお、放課後における生徒の主体的な活動を認める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得ること。

「時差短縮 II」での放課後の活動は 65 分以内とし、部活動のほか、生徒会活動、補習、自習室の利用といった生徒の主体的な活動を含む、とされています。(添付:「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」)(傍線筆者)

5. 神奈川連盟の判断

神奈川県の学校の現場が「準備期間」を置き、続いて「分散登校 I」に進み、ついで「分散登校 II」(週3回登校)に進んで、ようやく「時差短縮 I」で昼食も可になる(部活動の解禁)、という非常に慎重な対応を進め、上記2つのポイントをクリアするまでに4週間をかけていることを考慮すると、少なくともこの時期(6月の第4週の終了:6月27日(土))までは、日本連盟の「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」における、感染観察の第 II 期と見なければならないと思われます※2。

%2.神奈川県は 5 月 31 日現在「特定警戒都道府県の解除:感染観察(緑:感染観察)」の状況にあります。

表 1:日本連盟の「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

スカウト活動の判断		Ⅲ (特定警戒)	Ⅱ (感染拡大注意/感染観察)	I (感染観察)
日本連盟	会議 (委員会等)	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	会議(参加者多数、全国大会	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	主催大会	延期/中止	延期/中止	延期/中止
	主催行事(スカウト向け)	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止
	考査・面接	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	海外派遣/受け入れ事業	延期/中止	延期/中止	外務省の基準を順守
	指導者訓練、研修(集合型)	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	事務局業務	感染防止措置※/オンライン	感染防止措置※/オンライン	感染防止措置※/オンライン
県連盟地区	会議等	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	会議 (参加者多数)	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	大会、ラリー等(100人以上)	延期/中止	延期/中止	延期/中止
	進級面接、考査等	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	海外派遣/受け入れ事業	延期/中止	延期/中止	日本連盟の判断
	指導者訓練、研修(集合型)	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	指導者訓練、研修(個別支援	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	都道府県連盟業務	感染防止措置※/オンライン	感染防止措置※/オンライン	感染防止措置※/オンライン
団/隊	諸会議	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	その他団行事	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	隊集会・スカウトの会議	オンライン/延期/中止	オンライン/延期/中止	感染防止措置※
	ハイキング/ピクニック	延期/中止	延期/中止	感染防止措置※
	野営/舎営(宿泊を伴う活動	延期/中止	延期/中止	感染防止措置※

6. 神奈川県各市の対応;参考例示

神奈川県の各市では、神奈川県とは若干異なる対応を取る市も多く、概要次の通り、6 月 15 日から通常登校・部活動解禁となっている市もあります。

- ① (横浜市の対応) 横浜市では、6月30日(火)までは分散登校や短時間授業による段階的な再開とし、分散登校・短時間授業の実施期間中は部活動を実施せず、7月1日以降に段階的に再開していく予定だとしています(5月26日)。
- ② (川崎市の対応) 川崎市では、6月1日に全市立学校を再開し、6月12日 (金)までを分散登校期間とし、6月15日(月)から通常登校(給食あり)とするとしています。<u>部活動については、「6月15日を目途</u>に実施可能な活動から段階的に再開」するとしております。(川崎市:「市立学校の再開について」5月21日)
- ③ (相模原市の対応) また相模原市では、6月1日に学校が再開されてから分散登校等を経て、6月15日から通常登校授業とするとされており、市独自の対応を取っています。(5月25日)
- ④ (茅ヶ崎市および小田原市の対応) 茅ヶ崎市および小田原市では、小中学校とも 6月1日~12日までは分散登校とし、6月15日(月)から通常授業で給食(弁当)の開始とされています。しかし両市とも中学校再開と同時に、諸注意はあるものの部 活動の実施は可としております。(ただし「公共の乗り物やバスによる移動を伴うものは、感染リスクが高まるため、当面の間中止」とする対応を取っています。)(茅ヶ崎市:「学校再開に向けてのガイドライン」、小田原市:「新型コロナウイルス感染症対策のための小田原市立小・中学校及び幼稚園における対応について」)

7. これまでの経緯と概要

新型コロナウイルス対応については、5月26日、神奈川県を含む5都道県を対象とした緊急事態宣言が、期限とされていた5月末日を待たずに、解除されました。

緊急事態宣言の解除を受けて日本連盟より 2020 年 5 月 24 日、「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が発信されたことは 5 月 25 日付け「神奈川連盟新型コロナウィルス対応(第 9 報)」にてお知らせしました。

この神奈川連盟第9報で、神奈川連盟としては第8報で定められた2020年5月31日 (日)までは従来通り、「オンラインでの集会等は除き、すべての集会、会議の中止または 延期」の継続をお願いしました。

今般の「神奈川連盟新型コロナウィルス対応(第10報)」は、第9報に引き続いて通知するものです。

以上

(主な参考資料)

- 1. 日本連盟「スカウト活動における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(5月 24日)
- 2. 政府「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議=新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言=」(5月14日)
- 3. 神奈川県「第 11 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議」議事資料(5 月 25 日)
- 4. 神奈川県「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン (高等学校・中等教育学校)」(令和2年5月:神奈川県教育委員会)
- 5. 「現在の新型コロナウイルスの状況を踏まえた県教育委員会の対応」(5月25日)
- 6. 横浜市「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の段階的な教育活動の再開について」(5月28日)
- 7. 川崎市「市立学校の再開について」(5月21日)
- 8. 小田原市「新型コロナウイルス感染症対策のための小田原市立小・中学校及び幼稚園に おける対応について(授業再開の予定)」(5月22日)
- 9. 茅ヶ崎市 (保護者向け)「茅ヶ崎市立小・中学校の教育活動の再開について」(5月25日: 茅ヶ崎市教育委員会)